

岐阜県公報

号 外 (4) 平成二十年 四 月 一 日

目 次

規 則

○特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 二^{ページ}

○岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

(同) 二

○岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

(同) 一三

○岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(同) 一四

○岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び事務執行に関する規則の一部を改正する規則

(同) 一四

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同) 一五

○岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

(同) 一九

○岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) 二〇

告 示

○岐阜県職員研修所長印

(同) 二六

訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 二六

○岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 三四

○附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 三七

○岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令 (同) 三七
○岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令 (同) 三七
○岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 三八
○岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令 (同) 三八

規 則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表東京事務所の中「六本木センターの」の下に「業務に従事する」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「個人情報保護審査会委員」を「個人情報保護審査会委員」に、

岐阜県公益認定等審議会委員」

「国民健康保険審査会委員」を

「国民健康保険審査会委員」に、「観光審議会委員」を

「飛騨・美濃の観光を考える委員会委員」に改め、本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区 分	報 酬	費 用 弁 償
広報アドバイザー	月額 一五七、〇〇〇円	行政職給料表七級の職務にある者の例による。
選挙長	月額 一〇、六〇〇円	
選挙分会長	月額 一〇、六〇〇円	
審査分会長	月額 一〇、六〇〇円	
県立病院診療顧問	月額 三三、二〇〇円	
国際たくみアカデミー塾長	予算の範囲内で知事が定める額	
木工芸術スクール塾長	予算の範囲内で知事が定める額	
岐阜県競馬管理専門職	月額 四一八、九〇〇円	
美術館顧問	年額 九六七、〇〇〇円	
現代陶芸美術館顧問	年額 六〇〇、〇〇〇円	
国民保護協議会幹事	月額 一〇、〇〇〇円	行政職給料表六級以下三級以上の職務にある者の例による。
防災会議幹事	月額 一〇、〇〇〇円	
消防学校非常勤医師	月額 一三、七〇〇円	
法務・情報公開課法務顧問	予算の範囲内で知事が定める額	

業務案内専門職	月額	二二一、二〇〇円
行政相談事務コーディネーター	月額	三三二、三〇〇円
非常勤健康管理医	月額	一五九、四〇〇円
税務事務コーディネーター	月額	三三二、三〇〇円
税務事務総括専門職	月額	二二一、二〇〇円
徴収指導アドバイザー	日額	一九、六〇〇円
外形標準課税調査指導アドバイザー	日額	一九、六〇〇円
選挙立会人	日額	八、八〇〇円
審査分会立会人	日額	八、八〇〇円
衛生環境技術指導員	月額	二二一、二〇〇円
産業技術指導員	月額	二二一、二〇〇円
セラミックス技術指導員	月額	二二一、二〇〇円
畜産技術指導員	月額	二二一、二〇〇円
水産技術指導員	月額	二二一、二〇〇円
研究開発推進専門職	月額	二五九、三〇〇円
NPO支援コーディネーター	月額	二〇九、五〇〇円

NPO施策推進総括専門職	月額	三三二、三〇〇円
消費生活総括専門職	月額	二二一、二〇〇円
県民生活総括相談員	月額	二二一、二〇〇円
浄化槽管理指導専門職	月額	二二一、二〇〇円
埋立適正化推進員	月額	二二一、二〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	日額	一三、五〇〇円
保健所非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
高齢者いきがい総括アドバイザー	月額	二二一、二〇〇円
メディカルアドバイザー	日額	一三、七〇〇円
県立看護大学非常勤医師	年額	二二八、〇〇〇円
県立看護大学非常勤講師	授業一時間(九十分)につき	一〇、八〇〇円
衛生専門学校非常勤講師	授業一時間につき	五、八五〇円
看護専門学校非常勤講師	授業一時間につき	五、八五〇円
県立病院健康診断非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
県立病院診療報酬請求業務専門職	月額	二〇九、五〇〇円

国民健康保険医療指導監査医	日額	一三、七〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
女性相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
里親対策総括専門職	月額	二二一、二〇〇円
児童虐待対応総括専門職	月額	二二一、二〇〇円
児童相談派遣専門職	月額	二二一、二〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
希望が丘学園非常勤医師	日額	五〇、〇〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
介護保険会計監査官	日額	一三、五〇〇円
心のダイヤル相談員（医師に限る。）	月額	五四、八〇〇円
精神保健相談非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
精神保健指定医	診察一件につき	一三、七〇〇円
不妊専門相談医師	日額	一三、七〇〇円
地域福祉国保課非常勤医師	月額	一四九、七〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	日額	一二、八〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	月額	八二、〇〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	月額	五五、〇〇〇円
企業立地コーディネーター	月額	三三二、三〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤講師	授業一時間（九十分）につき	三四、〇〇〇円
国際情報科学芸術アカデミー非常勤講師	月額	四四〇、〇〇〇円 又は授業一時間（九十分）につき 三二、〇〇〇円
貸金業監督・債権管理業務アドバイザー	月額	二〇九、五〇〇円
職業能力開発校講師	授業一時間につき	五、八五〇円
国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学非常勤講師	授業一時間（五十分）につき	一六、五〇〇円
農業大学校非常勤講師	月額	一七八、六〇〇円 又は授業一時間につき 五、八五〇円
農業大学校非常勤医師	日額	一三、七〇〇円

国際園芸アカデミー非常勤講師	授業一時限(九十分)につき 三三、〇〇〇円	行政職給料表二級の職務にある者の例による。
土地改良登記事務総括専門職	月額 二二一、二〇〇円	
森林文化アカデミー非常勤講師	授業一時限(九十分)につき 三三、〇〇〇円	
林木育種事業地管理業務専門職	月額 二二一、二〇〇円	
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額 一〇、〇〇〇円	
土地収用等事業紛争仲裁委員	日額 一〇、〇〇〇円	
登記事務総括専門職	月額 二二一、二〇〇円	
土木技術総括専門職	月額 二二一、二〇〇円	
土地価格審査専門職	日額 一〇、〇〇〇円	
建築確認事務総括専門職	月額 二二一、二〇〇円	
構造計算専門員	日額 三二、五〇〇円	
建築構造専門委員	日額 一〇、〇〇〇円	
教職員保健管理医	年額 四七、〇〇〇円	
学校非常勤医師	月額 一一〇、〇〇〇円	
銃砲刀剣類登録審査委員	日額 一〇、〇〇〇円	
高山陣屋総括説明専門職	月額 二二一、二〇〇円	
学校医	予算の範囲内で知事が定める額	
学校歯科医	予算の範囲内で知事が定める額	
学校薬剤師	年額 一五三、〇〇〇円	
警察非常勤医師	日額 一三、七〇〇円	
警察職員健康管理医	月額 一五九、四〇〇円	
警察精神保健相談非常勤医師	日額 一三、七〇〇円	
警察学校教育参与	月額 一七八、六〇〇円	
労働関係紛争あつせん員	日額 一〇、〇〇〇円	
食品安全相談員	月額 二二五、四〇〇円	
契約事務総括専門職	月額 二二一、二〇〇円	
秘書業務専門職	月額 一五三、八〇〇円	
広報業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
インターネット放送編集業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
防災指導専門職	月額 一三八、四〇〇円	
防災施設管理専門職	月額 一三八、四〇〇円	

学校用務専門職	月額 一三八、四〇〇円
ボイラー等管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
六本木センター観光物産アド バイザ	月額 一九七、二〇〇円
名古屋事務所情報調査事務専 門職	月額 一三八、四〇〇円
表彰事務専門職	月額 一三八、四〇〇円
情報公開事務専門職	月額 一三八、四〇〇円
文書審査業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
書庫文書管理専門職	月額 一三八、四〇〇円
行政相談事務専門職	月額 一七八、六〇〇円
税務事務専門職	月額 一六一、五〇〇円
家屋評価事務専門職	月額 一三八、四〇〇円
庁舎管理事務専門職	月額 一三八、四〇〇円
警備業務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を 含む)
県有財産管理事務専門職	月額 一三八、四〇〇円
手話通訳専門職	日額 一三八、四〇〇円

通訳専門職	月額 一九三、二〇〇円
旅券事務専門職	月額 一三八、四〇〇円
在住外国人行政相談員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
衛生検査業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
依頼試験等業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
圃場等管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
鶏舎管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
畜産管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
統計調査員	予算の範囲内で知事 が定める額
宗教法人業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
NPO施策推進専門職	月額 一三八、四〇〇円
消費生活相談員	月額 一七〇、二〇〇円
県民生活相談員	月額 一七八、六〇〇円
廃棄物監視指導専門職	月額 一五六、〇〇〇円
傷病野生鳥獣治療非常勤獣医 師	月額 二〇〇、三〇〇円

自然保護員	月額 一三八、四〇〇円
乗鞍環境パトロール員	予算の範囲内で知事が定める額
青少年育成推進指導員	予算の範囲内で知事が定める額
立入調査員	予算の範囲内で知事が定める額
被害青少年相談員	月額 一五三、八〇〇円 又は日額 一〇、〇〇〇円
家庭教育推進専門職	月額 一七〇、二〇〇円
人権啓発指導員	月額 一五九、七〇〇円
高齢者いきがいアドバイザー	月額 一三八、四〇〇円
母子自立支援員	月額 一三八、四〇〇円
農地・薬草園管理専門職	月額 一三八、四〇〇円
健康食品保健指導専門職	月額 一五三、八〇〇円
健康管理専門職	月額 一五九、七〇〇円
医療安全相談員	月額 一五三、八〇〇円
県立看護大学非常勤保健師	月額 一五九、七〇〇円
県立看護大学非常勤司書	月額 一三八、四〇〇円

県立看護大学教務専門職	月額 一三八、四〇〇円
県立看護大学管理用務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
県立病院非常勤看護師	月額 一八六、七〇〇円 又は勤務二時間につき 二、二七〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
県立病院非常勤助産師	月額 一八六、七〇〇円 又は勤務二時間につき 二、二七〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
県立病院非常勤准看護師	月額 一五一、五〇〇円 又は勤務二時間につき 一、九四〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
県立病院未収金整理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
県立病院相談業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
県立病院臨床心理業務専門職	月額 一七六、八〇〇円
県立病院健康診断業務専門職	月額 一三八、四〇〇円

県立病院非常勤薬剤師	月額 一七六、一〇〇円	
県立病院警備業務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	
県立病院非常勤看護助手	月額 一三八、四〇〇円	
県立病院窓口業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
県立病院診療情報管理業務専門職	月額 一四八、〇〇〇円	
県立病院非常勤臨床検査技師	月額 一六五、〇〇〇円	
県立病院非常勤診療放射線技師	月額 一六五、〇〇〇円	
県立病院後期臨床研修医師	月額 四五〇、〇〇〇円	
県立病院臨床研修医師	月額 三〇〇、〇〇〇円	
県立病院健康診断非常勤保健師	月額 一五九、七〇〇円	
県立病院非常勤歯科衛生業務専門職	月額 一五〇、八〇〇円	
県立病院治験情報管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
県立病院医事業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
県立病院施設管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
成人病登録業務専門職	月額 一五九、七〇〇円	
心のダイヤル相談員(医師を除く。)	月額 一五三、八〇〇円	
不妊専門相談員	日額 九、三〇〇円	
医薬品等生産指導業務専門職	月額 一五九、七〇〇円	
介護報酬専門職	月額 一七〇、二〇〇円	
希望が丘学園非常勤薬剤師	月額 一七六、一〇〇円	
希望が丘学園非常勤看護師	月額 一八六、七〇〇円	
希望が丘学園非常勤理学療法士	月額 一六五、〇〇〇円	
希望が丘学園宿日直業務非常勤医師	勤務一回につき、宿直にあつては二五、六〇〇円(深夜の割増賃金を含む。)、日直にあつては一七、七〇〇円 ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該額の半額	
希望が丘学園非常勤保育士	月額 一五三、八〇〇円	
発達障害者支援センター発達相談員	月額 一七六、八〇〇円	
補装具業務専門職	月額 一五三、八〇〇円	
身体障害者相談員	予算の範囲内で知事が定める額	
知的障害者相談員	予算の範囲内で知事が定める額	

子ども相談センター保健指導専門職	月額 一五九、七〇〇円
一時保護児童学習指導専門職	月額 一五三、八〇〇円
児童心理相談員	月額 一六二、二〇〇円
家庭支援子ども電話相談員	月額 一五三、八〇〇円
子ども相談センター施設業務専門職	月額 一五三、八〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)
児童虐待対応専門職	月額 一五三、八〇〇円
女性相談員	月額 一三八、四〇〇円
女性心理相談員	月額 一五三、八〇〇円
女性支援電話相談員	月額 一三八、四〇〇円
女性支援業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
同伴児童指導員	月額 一三八、四〇〇円
わかあゆ学園調理業務専門職	月額 一四二、八〇〇円
わかあゆ学園施設業務専門職	月額 一五三、八〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)
わかあゆ学園非常勤栄養士	月額 六九、二〇〇円

国民健康保険医療給付専門指導員	月額 一七〇、二〇〇円
援護事務専門職	月額 一三八、四〇〇円
就労支援員	月額 一三八、四〇〇円
戦傷病者相談員	年額 二五、〇〇〇円
戦没者遺族相談員	年額 二五、〇〇〇円
情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	月額 一七六、八〇〇円
情報科学芸術大学院大学メディア文化センター研究員	月額 二二三、六〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	月額 一五三、八〇〇円
情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	月額 二二三、六〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤司書	月額 一三八、四〇〇円
中小企業振興資金債権管理専門職	月額 一三八、四〇〇円
コンベンション誘致専門職	月額 二二六、一〇〇円
中小企業労働相談員	月額 一〇五、〇〇〇円
向上訓練推進専門職	月額 一三八、四〇〇円
職業訓練推進専門職	月額 一三八、四〇〇円
職業訓練指導専門職	月額 一三八、四〇〇円

地域雇用対策専門職	月額 一五三、八〇〇円	一七二、〇〇〇円
職業能力開発校施設管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)	
デュアル指導専門職	月額 一七三、〇〇〇円	
障害者職業訓練コーディネーター	日額 七、八四〇円	
産業人材育成コーディネーター	日額 七、八六〇円	
農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理員	予算の範囲内で知事が定める額	
果樹病虫害発生予察事業調査員	予算の範囲内で知事が定める額	
病虫害防除員	予算の範囲内で知事が定める額	
農業大学校施設管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)	
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
土地改良登記事務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
森林文化アカデミー施設業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
森林地理情報処理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
建設業事務専門職	月額 一三八、四〇〇円	

五二〇円を当該月額に加算した額	月額 一三八、四〇〇円	国土調査・土地取引調査事務専門職	月額 一三八、四〇〇円	建築確認事務専門職	月額 一三八、四〇〇円	議会警備業務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)	県立学校非常勤講師	授業一時間につき 五、四〇〇円	市町村立定時制高等学校非常勤講師	授業一時間につき 四、一五〇円	公立幼稚園新規採用教員研修指導員	勤務一時間につき 二、八〇〇円	特別非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円	市町村立小中学校非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円	外国人対応日本語指導非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円	病休代替非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円	児童生徒支援非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円	育児短時間勤務代替非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円	県立学校業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	県立学校事務専門職	月額 一三八、四〇〇円
県立学校実習補助専門職	月額 一三八、四〇〇円	県立学校介護専門職	月額 一三八、四〇〇円	給食業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	教育支援相談員	月額 一五三、八〇〇円	外国語指導助手	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額	理科支援員等配置事業コーディネート イネーター	月額 一五三、八〇〇円	理科支援員等配置事業業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	スクールカウンセラー	勤務一時間につき 五、〇〇〇円	カウンセリング相談員	勤務一時間につき 三、五〇〇円	スクール相談員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円	子どもと親の相談員	勤務一時間につき 一、〇〇〇円	生徒指導推進協力員	勤務一時間につき 一、〇〇〇円	外国人児童生徒適応指導員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円	教育相談業務専門職	月額 二、〇〇〇円		

いじめ問題電話相談業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
発達相談電話相談業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
能力開花支援推進専門職	月額 一五三、八〇〇円
青少年教育指導専門職	月額 二〇七、〇〇〇円
図書館司書業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
分布図センター教育普及業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
特別天然記念物カモシカ巡視員	日額 四、二〇〇円
文化財保護巡視員	日額 二、一〇〇円
高山陣屋説明専門職	月額 一四八、〇〇〇円
高山陣屋学芸業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
高山陣屋管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
高山陣屋警備業務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)
高山陣屋営繕業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
博物館学芸業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
博物館管理業務専門職	月額 一五三、八〇〇円

美術館専門相談役	月額 一三八、四〇〇円
美術館普及業務専門職	月額 二九九、二〇〇円
美術館学芸業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
美術館管理業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
現代陶芸美術館学芸業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
現代陶芸美術館管理業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
ミュージアムひだ学芸業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
ミュージアムひだ管理業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
スポーツ国際交流員	月額 一三八、四〇〇円
警察安全相談員	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額
警察情報公開窓口専門職	月額 一六九、九〇〇円
警察職員相談事務専門職	月額 一六九、九〇〇円
地域安全巡回指導教育専門職	月額 二八〇、七〇〇円
	月額 一四八、〇〇〇円

地域安全活動総括アドバイザー	月額 二八〇、七〇〇円
地域安全活動アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円
交番相談員	月額 一六九、九〇〇円
少年相談総括アドバイザー	月額 二八〇、七〇〇円
少年相談アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円
MSリーダーズ支援アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円
スクールサポーター	月額 一六九、九〇〇円
環境監視活動アドバイザー	月額 三九、〇〇〇円
捜査情報分析事務専門職	月額 一六九、九〇〇円
手口業務専門職	月額 一六九、九〇〇円
被害回復アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円
社会復帰アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円
交通安全教育専門職	月額 一三八、四〇〇円
外国人交通安全教育指導員	月額 一五三、八〇〇円
交通聴聞専門職	月額 二八〇、七〇〇円
運転免許更新事務専門職	月額 一三八、四〇〇円

初心運転者講習専門職	月額 一五三、八〇〇円
取消処分者講習専門職	月額 一五三、八〇〇円
育児休業推進職	月額 二二四、九〇〇円 勤務一回につき、宿直にあつては七、〇〇〇円（深夜の割増賃金を含む）、日直にあつては五、五〇〇円 ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、三、四五〇円
宿日直業務専門職	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額
国際交流員	月額 二二一、五〇〇円
保健衛生非常勤獣医師	月額 一四二、八〇〇円
調理業務専門職	月額 一四二、八〇〇円

本則第二号の表備考第一項第一号中「百分の二百十二・五」を「百分の二百十五」に改め、同項第二号中「百分の二百三十二・五」を「百分の二百三十五」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その定員」を「前項の規定による定数」に改め、「員数の」及び「定員の外に」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

区 分		定 数
知事直轄組織（秘書課及び広報課に限る。）		四一人
知事直轄組織（危機管理課 防災課及び消防課に限る。）		四七人
総務部		三七七人
総合企画部		六二九人
環境生活部		二二五人
健康福祉部		六三二人
産業労働部		二六五人
農政部		六五五人
林政部		二三六人
県土整備部		六三七人
都市建設部（企業会計職員を除く。）		一六七人
ぎふ清流国体推進局		三八人
出納事務局		三三人
計		三、九八二人

県立看護大学	六八人
情報科学芸術大学院大学	三一人
希望が丘学園	七二人
病院	一、八三三人
都市建設部（企業会計職員に限る。）	五九人
計	二、〇六三人
合 計	六、〇四五人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三一の表備考1「中」及び「洗濯員」を「洗濯員及び図書整理員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十七年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表地方教育機関（岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下この項において同じ。）の長の項第三号^{（三）}中「免除」の下に「岐阜県行政財産の目的外使用にかかると使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第七号）第三条の規定による使用料の減免を除く。」を加え、同表博物館長の項第十二号中「第六条第三項から第五項」を「第六条第四項から第六項」に改める。

第三条の表教育長の項に次の二号を加える。

八十三 岐阜県行政財産の目的外使用にかかると使用料徴収条例第二条第二項の規定による教育委員会の管理する施設に係る使用料の額の決定に関すること。

八十四 岐阜県行政財産の目的外使用にかかると使用料徴収条例第三条の規定による教育委員会の管理する施設に係る使用料の減免に関すること。

第三条の表警察本部長の項第二号中「第五条の宿舍の検査及び必要な指示並びに規則第六条の必要な宿舍営繕の実施及び申請の受理を行うこと（警察職員の入居する宿舍に限る。次号から第六号までにおいて同じ。）」を「第二十一条第二項の貸付料の算定、同条第三項の基準貸付料の額等の調整及び同条第六項の基準貸付料の額の調整等について必要な事項を定めることを除く規則の施行に関すること（警察職員宿舍に限る。）」に改め、同項中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、第九号を第五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の項事務の種類欄中「法」という。）の下に「岐阜県行政財産の目的外使用にかかると使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第七号）以下この項中「条例」という。）を加え、同項委任事項の欄第一号中「新たにその」及び「一月以内の使用の許可に限る。」し、又は使用許可の更新を許可」を削り、同欄中第九号を第十一号とし、第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

2 法第二百三十八条の四第九項の規定により前号の規定による許可を取り消すこと。
3 条例第三条の規定により使用料を減免すること。

別表第一備考二中「三月」を「九十日」に改める。

別表第二中濃振興局中濃事務所長の部一の項第一号中「中濃保健所郡上センター」を「関保健所郡上センター」に改める。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部一の項委任事項の欄を次のように改める。

1 規則第六条の規定による宿舍の営繕 第二十一条第二項の貸付料の算定、同条第三項の基準貸付料の額等の調整及び同条第六項の基準貸付料の額の調整等について必要な事項を定めることを除く規則の施行に関する事務（岐阜振興局の所管区域に所在する職員の宿舍に係るもの及び警察職員宿舍に係るものを除く。）

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三の項から六の項までを削り、同部中二の二の項を三の項とし、六の二の項を四の項とし、六の三の項を削り、七の項を五の項とし、七の二の項を六の項とし、七の三の項を七の項とし、同部八の項事務の種類欄中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同項委任事項の欄第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同部九の項事務の種類欄中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同部十五の項第二号中「第七号」を「第八号」に改め、同部二十三の項中第四十七号を第五十号とし、第四十二号から第四十六号までを三号ずつ繰り下げ、同項第四十一号中「処分の」の下に「方法の」を加え、同号を同項第四十四号とし、同項第四十号中「又は一般廃棄物処理施設若しくは産

業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物」及び「廃棄物の保管、収集、運搬若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に關し」を削り、「廃棄物を」を「廃棄物等」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項第三十九号中「廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に關し」を削り、同号を同項第四十二号とし、第三十八号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

41 法第十五条の十九第一項から第三項までの規定により土地の形質の変更の届出を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項中第三十七号を三十九号とし、第二十三号から第三十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十二号の次に次の二号を加える。

23 法第十二条の三第六項の規定により管理票に關する報告書を受けること。

24 法第十二条の六第一項の規定により産業廃棄物の適正な処理に關し必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十五の項事務の種類の中「という。」の下に「及び商工会議所法施行令（昭和二十八年政令第三百十五号。以下この項中「令」という。）を加え、同項委任事項の欄中「商工会議所法施行令（昭和二十八年政令第三百十五号）」を「令」に改め、同表振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部一の項の次に次のように加える。

一の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に關する法律（平成六年法律第三十号。以下この項中「法」という。）の施行に關する事務	1 法第十四条の規定により支援給付の実施をすること。
--	----------------------------

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部二の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同部十三の項第二号を削り、同表保健所長の部一の項第二十九号中「第五条の七」を「第五条の十二」に改め、同項第三十号中「第五条の八」を「第五条の十三」に改め、同部十一の項第一号中「岐阜保健所長、西濃保健所長、中濃保健所長、東濃保健所長及び飛騨保健所長に限る。」を削り、同部二十四の項の次に次のように加える。

二十四の二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下この項中「法」という。）の施行に關する事務	1 法第二十条第二項の規定により同項に規定する農林物資の製造業者等に対し、品質に關する表示に關し報告を求め、又は職員にこれらの者の工場等に立ち入らせ、品質に關する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させること（飲食料品の品質に關する表示に係るものに限る。）。
--	--

別表第三保健所長の部三十三の項第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同部三十九の項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第四号及び第五号を削り、第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

1 法第十一条第一項の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させること。

2 法第十一条第二項の規定により報告、提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させること。

3 法第四十八条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第八十一条第一項及び第八十五条第一項の規定により報告、提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは立入検査をさせること。

4 法第四十九条第一項から第三項までの規定により基準を遵守すべきことを勧告すること。

別表第三保健所長の部に次のように加える。

四十 社会福祉 法（昭和二十 六年法律第四 十五号。以下 この項中「法」 という。）の 施行に関する 事務	1 法第七十条の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させること。
--	---

別表第三子ども相談センター所長の部三の項第三号中「聴く」の下に「とともに、保護者に対し採られた指導の効果等を勘案する」を加え、同号を同項第十三号とし、同項中第二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 法第十一条第四項の規定により児童の一時保護の実施等の必要な措置を講ずること。

別表第三子ども相談センター所長の部三の項中第一号を第四号とし、同号の次に次の六号を加える。

5 法第九条の二第一項の規定により保護者に対し児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員に必要な調査又は質問をさせること。

6 法第九条の三第一項の許可状を請求すること。

7 法第九条の三第一項の規定により児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させること。

8 法第九条の三第二項の規定により児童の福祉に関する事務に従事する職員に必要な調査又は質問をさせること。

9 法第九条の三第三項の規定により資料を提出すること。

10 法第九条の三第五項の許可状を交付すること。

別表第三子ども相談センター所長の部三の項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

1 法第八条の二第一項の規定により保護者に対し児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員に必要な調査又は質問をさせること。

2 法第八条の二第二項（法第九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規

定により保護者に対し書面により告知すること。

3 法第八条の二第三項の規定により児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り等必要な措置を講ずること。

別表第三農林事務所長の部中七の項を削り、八の項を七の項とし、同部九の項事務の種類欄中「及び岐阜県みつばち転飼条例」を「岐阜県みつばち転飼条例」に改め、「条例」という。）の下に「及び岐阜県みつばち転飼条例施行規則（昭和三十一年岐阜県規則第二十二号。以下この項中「転飼規則」という。）を加え、同項委任事項の欄に次の一号を加える。

6 転飼規則第三条の規定により養ほう業者の転飼の休止又は廃止の届出を受けること。

別表第三農林事務所長の部中九の項を八の項とし、十の項から十五の項までを一項ずつ繰り上げ、同部十六の項第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同項を同部十五の項とし、同部中十七の項を十六の項とし、十八の項から二十六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表情報科学芸術大学院大学長の部第一号中「第二十一条」を「第十七条第一項」に改め、同表土木事務所長の部四の項第四号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改め、同項第二十六号中「第四十九条の十五第一項」を「第四十八条の十五第一項」に改め、同部八の項に次の一号を加える。

21 知事が管理する砂防設備の用に供している土地（国有地及び県有地に限る。）と隣地との境界を確定すること。

別表第三土木事務所長の部九の項に次の一号を加える。

7 知事が管理する地すべり防止施設の用に供している土地（国有地及び県有地に限る。）と隣地との境界を確定すること。

別表第三土木事務所長の部十三の項第一号及び十四の項第一号中「並びに市町村道」を「市町村道」に改め、「県有地」の下に「並びに知事が管理する砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の用に供している土地」を加え、同部十八の項に次の一号を加える。

17 知事が管理する急傾斜地崩壊防止施設の用に供している土地（国有地及び県有地に限る。）と隣地との境界を確定すること。

別表第三土木事務所長の部二十一の項第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同表建築事務所長の部一の項事務の種類欄中「及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下この項中「施行規則」という。）」

を削り、同項委任事項の欄第一号を削り、同欄第二号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同欄第一号とし、同欄第三号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同欄第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

3 法第二十三条の六の規定により設計等の業務に関する報告書を受けること。
別表第三建築事務所長の部一の項第四号中「第二十三条の六」を「第二十三条の七」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第七号から第十一号までを削る。

別表第三建築事務所長の部二の項第一号中「第六条の二第三項」を「第六条の二第十項」に改め、同項第二号中「第六条の二第四項」を「第六条の二第十一項」に改め、同項第三号中「第六条の二第五項」を「第六条の二第十二項」に改め、同項第八号中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改め、同項第七十五号を第八十号とし、第四十五号から第七十四号までを五号ずつ繰り下げ、同項第四十四号中「第六十八條の五の五」を「第六十八條の五の六」に改め、同号を同項第四十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

47 法第七十七條の三十一第二項の規定により職員に指定確認検査機関の事務所に立ち入り、書類等を検査させ、又は関係者に質問させること。

48 法第七十七條の三十一第三項の規定により確認検査業務規程に違反する行為等の事実があると認めるときに国土交通大臣に報告すること。

49 法第七十七條の三十一第五項（法第六十八條の二十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する証明書を交付すること。

別表第三建築事務所長の部二の項第四十三号中「第六十八條の五の四第二項」を「第六十八條の五の五第二項」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項第四十二号中「第六十八條の五の四第一項」を「第六十八條の五の五第一項」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項第四十一号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

43 法第六十八條の五の二の規定により防災街区整備地区計画の区域内の建築物で、当該防災街区整備地区計画の内容に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

別表第三建築事務所長の部二の項第四十号の次に次の一号を加える。

41 法第六十八條の三第七項の規定により開発整備促進区内の建築物が、当該区域の地区整備計画の内容に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

別表第三建築事務所長の部六の項第一号中「第三十一条の二第二項第十四号ハ」を

「第三十一条の二第二項第十五号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第二項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同部中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、同部十一の項第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同項を同部十の項とし、同部中十二の項を十一の項とし、十三の項から十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表畜産研究所長の部二の項を削り、同表東京事務所長の部委任事項の欄を次のように改める。

1 規則第二十一条第二項の貸付料の算定、同条第三項の基準貸付料の額等の調整及び同条第六項の基準貸付料の額の調整等について必要な事項を定めることを除く規則の施行に関する事務（東京都内の職員宿舎に限る。）

別表第三身体障害者更生相談所長の部に次のように加える。

三 障害者自立支援法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	1 法第五十九条第一項の規定により医療機関の指定等に関する事務を行うこと。
------------------------------------	---------------------------------------

別表第三国際たくみアカデミー塾長及び木工芸術スクール塾長の部現地機関の長の欄中「国際たくみアカデミー塾長」を「国際たくみアカデミー校長」に、「木工芸術スクール塾長」を「木工芸術スクール校長」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所長、宮川上流河川開発工事事務所長、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長及び流域浄水事務所長の部八の項及び九の項を削り、同部の次に次のように加える。

流域浄水事務所長	一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）以下この項中「法」という。）及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省	1 法第四十二条第一項の規定により保安規程を定め、届出をすること。 2 法第四十二条第二項の規定により保安規程を変更し、届出をすること。 3 法第四十三条第一項の規定により主任技術者を選任すること。 4 法第四十三条第三項の規定により主任技術者の選任及び解任の届出をすること。
----------	--	---

令第七十七号。 以下この項において「規則」という。）の施行に関する事務	5 法第四十八条第一項の規定により工事の計画の届出をすること。 6 規則第五十二条第三項の規定により主任技術者に二以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせる場合の承認を受けること。
二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号、以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	1 法第六条の規定により特定施設の設置の届出をすること。 2 法第八条の規定により特定施設の数等の変更の届出をすること。 3 法第十条の規定により氏名の変更等の届出をすること。
三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	1 法第十二条第七項の規定により産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び報告をすること。 2 法第十二条第八項の規定により計画の実施状況の報告をすること。
四 水質汚濁防止法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	1 法第五条の規定により特定施設の設置の届出をすること。 2 法第七条の規定により特定施設の構造等の変更の届出をすること。 3 法第十条の規定により氏名の変更等の届出をすること。 4 法第十四条第三項の規定により汚濁負荷量の測定手法の届出をすること。
五 エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	1 法第七条第二項の規定によりエネルギーの使用の状況の届出をすること。 2 法第七条第三項の規定により指定の取消しの申出をすること。 3 法第十三条第一項の規定によりエネルギー管理員の選任をすること。 4 法第十三条第二項の規定によりエネルギー管理員に講習を受けさせること。 5 法第十三条第三項の規定によりエネルギー管理員の選任、死亡又は解任について届出をすること。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。		
六 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十一年法律第百十七号、以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	6 法第十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化の目標の達成のための中長期的な計画の作成及び提出をすること。 7 法第十五条第一項の規定によりエネルギーの使用量等の状況に関する報告をすること。	
七 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	1 法第二十一条の二第二項の温室効果ガス算定排出量に関する報告をすること。 1 法第五条第二項の規定により第一種特定化学物質の排出量及び移動量の届出をすること。	

岐阜県規則第十八号 岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則 岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成七年岐阜県規則第四十号）の一	岐阜県知事 古 田 肇
--	-------------

部を次のように改正する。

本則中「**原正之副知事**」を「**西藤公司副知事**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「**岐阜県地方自治大学校**」を「**岐阜県職員研修所**」に改める。

第三条第二項中「**及び部**」の下に「**局を含む。以下同じ。**」を加える。

第四条の表危機管理課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 危機管理に係る議会の窓口に関すること。

第四条の表危機管理課の項に次の一号を加える。

五 防災交流センター及び広域防災センターに関すること。

第四条の表防災課の項第九号を削る。

第五条の表人事課の項第七号中「**地方自治大学校**」を「**職員研修所**」に改める。

第六条の表総合政策課の項第四号中「**県政の指針の作成及び実施の推進**」を「**長期構想の策定**」に改め、同項中第七号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を削り、第十三号を第八号とし、第十四号を第九号とし、同表市町村課の項の次に次のように加える。

地域振興課

- 一 地域振興に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 他県等との広域連携に関すること。
- 三 中部圏に関すること。

第六条の表国際課の項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 海外駐在員に関すること。

第六条の表国体準備事務局の項を削る。

第七条の表環境生活政策課の項第七号中「**及び特定非営利活動法人と県との協働**」を削り、同項第八号中「**ボランティア団体**」を「**非営利活動への支援及び非営利活動団体との協働**」に改め、同表廃棄物対策課の項に次の一号を加える。

九 土砂等による埋立て等の規制の企画立案に関すること。

第七条の表不法投棄監視課の項第二号中「**規制**」の下に「**の指導監督**」を加え、同表男女参画青少年課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表人づくり文化課の項第五号中「**国際**」を削り、「**コンソーシアム**」の下に「**岐阜**」を加える。

第八条の表健康福祉政策課の項中第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十三号を削り、第十四号を第十号とし、第十五号から第十八号までを削り、第十九号を第十一号とし、第二十号を第十二号とし、第二十一号を第十三号とし、第二十二号及び第二十三号を削り、第二十四号を第十四号とし、第二十五号から第二十七号までを十号ずつ繰り上げ、同表医療整備課の項第十号から第十二号までを次のように改める。

十 県立看護大学に関すること。

十一 県立衛生専門学校及び看護専門学校に関すること。

十二 県立病院に関すること。

第八条の表保健医療課の項第九号中「**生活習慣病予防**」を「**生活習慣病対策**」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表生活衛生課の項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 食品の品質表示の適正化に関すること。

第八条の表障害福祉課の項第一号中「**及び知的障害者**」を「**知的障害者及び発達障害者**」に、「**及び知的障害児**」を「**知的障害児及び発達障害児**」に改め、同表国民健康保険課の項中「**国民健康保険課**」を「**地域福祉国保課**」に改め、第二号から第四号までを削り、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 地域福祉施策の企画調整及び推進に関すること。

二 福祉に関する人材に関すること。

三 民生委員に関すること。

四 社会福祉法人社会福祉協議会の認可及び指導監督等に関すること。

第八条の表国民健康保険課の項に次の七号を加える。

六 後期高齢者医療制度に関すること。

七 生活保護に関すること。

八 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

九 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。

十 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者及び未帰還者留守家族の援護に関すること。

十一 戦没者の慰霊に関すること。

十二 財団法人愛のともしび基金に関すること。

第八条に次の二項を加える。

2 医療整備課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として県立病院・看護大法人化推進室を置き、前項の表医療整備課の項第十号及び第十二号に掲げる事務を分掌させる。

3 生活衛生課に本庁課内室として食品安全推進室を置き、第一項の表生活衛生課の項第十六号から第二十号に掲げる事務を分掌させる。

第九条（見出しを含む。）中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同条の表産業政策課の項第一号及び第二号中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同項第三号中「産業労働政策」を「産業労働観光政策」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 下請中小企業の振興に関すること。

七 新産業及び起業家の育成に関すること。

第九条の表産業政策課の項第八号から第十号までを次のように改める。

八 地域ベンチャーキャピタルに関すること。

九 財団法人岐阜県産業経済振興センターに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十 財団法人岐阜県産業会館に関すること。

第九条の表ぎふブランド振興課の項中「ぎふブランド振興課」を「モノづくり振興課」に改め、同項第一号中「工業」を「モノづくり産業」に改め、同項第八号において同じ」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、

同号の次に次の一号を加える。

四 海外取引の振興に関すること。

第九条の表ぎふブランド振興課の項中第六号を第五号とし、同項第七号中「アクティブG」の下に「（TAKUMI工房に限る。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 エネルギー対策の総合調整に関すること。

第九条の表ぎふブランド振興課の項第八号及び第九号を次のように改める。

八 岐阜県エネルギー長期需給計画に関すること。

九 WABOT-HOUSEプロジェクトに関すること。

第九条の表ぎふブランド振興課の項中第十号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 ナノテク、バイオ等先端技術の推進に関すること。

第九条の表ぎふブランド振興課の項に次の一号を加える。

十二 財団法人飛騨地域地場産業振興センターに関すること。

第九条の表商業流通課の項第一号中「第三号」の下に「及び第六号」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 アクティブGに関すること（モノづくり振興課の所掌に属するものを除く。）

第九条の表情報産業課の項第六号中「情報化施策」を「産業情報化施策」に改め、同表中小企業課の項第九号から第十二号までを削る。

第九条の表観光交流課の項中「観光交流課」を「観光・ブランド振興課」に改め、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 岐阜県ブランド戦略に関すること。

七 県産品の振興に関すること。

第九条の表労働雇用課の項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 男女の雇用均等の推進に関すること。

第十条第一項の表農政課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表水産課の項に次の一号を加える。

七 全国豊かな海づくり大会に関すること。

第十条第二項中「（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 水産課に本庁課内室として全国豊かな海づくり大会推進室を置き、第一項の表水産課の項第七号に掲げる事務を分掌させる。

第十二条第一項の表用地課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 国有財産に關すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第十二条第一項の表技術検査課の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 建設事業に係る技術的な総合調整に関すること。

第十二条第二項の表砂防課の項に次の一号を加える。

六 国有財産に関するもの（県管理の砂防設備、地すべり防止施設（県土整備部の所管に属するものに限る。）及び急傾斜地崩壊防止施設に係るものに限る。）。

第十三条の次に次の一条を加える。

(ぎふ清流国体推進局)

第十三条の二　ぎふ清流国体推進局に置く課及びその分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分 掌 事 務	総務企画課	施設調整課	競技式典課
		一 きふ清流国体推進局における県民の窓口に関すること。 二 きふ清流国体推進局における議会の窓口に関すること。 三 第六十七回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。 四 準備委員会及び実行委員会に関すること。 五 国体の企画及び県民運動・広報に関すること。 六 局内の他の所掌に属さないこと。 七 局内の事務の連絡調整及び応援に関すること。	一 国体の競技施設の整備に関すること。 二 国体の宿泊及び衛生に関すること。 三 国体の輸送交通及び警備に関すること。	一 国体の競技の運営に関すること。 二 国体の式典に関すること。 三 第十二回全国障害者スポーツ大会に関すること。

第十五条中「規定する課」の下に「（施設調整課及び競技式典課を除く。）」を加える。

第十七条第一項中「部長」の下に「(ぎふ清流国体推進局にあつては、局長。以下同じ。)」を加える。

第十八条中「農政部及び」を削る。

第二十条第一項の表一の項中「及び国体準備事務局にあっては、事務局次長」を削り、「総括管理監」の下に「施設調整課及び競技式典課を除く。」を加える。

第二十四条の表知事直轄組織の部中

危機管理副統括 監	一人	上司の命を受け、 特に命ぜられた事務
--------------	----	-----------------------

危機管理対策の企画及び調整その他を総括的に処理する。

を

秘書広報総括監	一人	上司の命を受けて、事務について、総括的に処理する
危機管理副統括監	一人	上司の命を受けてに命ぜられた

け、秘書及び広報その他特に命ぜられた各部等との総合的な調整を行い、これをする。

に改める。

け、危機管理対策の企画及び調整その他事務を総括的に処理する。

第二十四条の表総合企画部の部中国体準備事務局長の項を削り、同表産業労働部の部の欄中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同部職の欄中「観光交流担当」を「観光・ブランド担当」に改め、同部所掌事務の欄中「観光交流」を「観光及びブランド振興」に改める。

第二十六条の表総合政策課の部地域振興企画監の項を削り、同表研究開発課の部の次に次のように加える。

環境生活 政策課	消費生活 対策監	一人	上司の命を受け、消費生活に関し特に命ぜられた 事務を処理する。
-------------	-------------	----	------------------------------------

第二十六條の表地球環境課の部環境事故対策監の項中「環境事故対策監」を「地球温

「暖化対策監」に、「環境事故対応」を「地球温暖化対策の推進」に改める。

第二十六条の表健康福祉政策課の部を削り、同表医療整備課の部県立病院企画監の項を削り、同表生活衛生課の部及び産業政策課の部を削り、同表ぎふブランド振興課の部中「ぎふブランド振興課」を「モノづくり振興課」に改め、同部に次のように加える。

技術調整監	一人
上司の命を受け、工業振興に係る技術的支援、試験研究機関との連携その他特に命ぜられた事務を処理する。	

第二十六条の表観光交流課の部中「観光交流課」を「観光・ブランド振興課」に、「観光コンベンション誘致対策監」を「ブランド戦略企画監」に、「観光及びコンベンション誘致」を「ブランド戦略の推進、県産品の振興」に改め、同表林政課の部の次に次のように加える。

県産材流通課	間伐材流通	一人
通課		上司の命を受け、間伐材の流通と安定供給体制の構築に關し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条の表農政課の部検査監の項中「十三人」を「十二人」に改め、同部副検査監の項中「二人」を「四人」に改め、同表技術検査課の部検査監の項中「三十人」を「三十一人」に改め、同部副検査監の項中「八人」を「七人」に改め、同部の次に次のように加える。

施設調整課	施設調整企画監	一人
競技式典課		障害者スポーツ企
画監		一人
その他特に命ぜられた事務を処理する。		その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条の表出納管理課の部中

総合財務企画監	一人
上司の命を受け、総	
の他特に命ぜられた事	

合財務会計システムの管理運用そ
務を処理する。

を

出納審査監	一人
上司の命を受け	
審査その他特に命	
総合財務企画監	一人
上司の命を受け	
の他特に命ぜられ	

、収支等命令（収入命令を除く。）の
ぜられた事務を処理する。

、総合財務会計システムの管理運用そ
た事務を処理する。

に改める。

第三十条の表人事課の部に次のように加える。

岐阜県行政 機構審議会	岐阜県行政機構審議会設置条例（昭和四十六年岐阜県条例第六号） の規定によりその権限に属させられた事項に關する事務
----------------	---

第三十条の表法務・情報公開課の部に次のように加える。

岐阜県公益 認定等審議 会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年 法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の 規定によりその権限に属させられた事項に關する事務
---------------------	--

第三十条の表行政改革課の部を削り、同表健康福祉政策課の部岐阜県生活保護法医療
扶助審議会の項を削り、同表医療整備課の部岐阜県医療審議会の項の次に次のように加
える。

岐阜県医療 対策協議会	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定によりその権限に属 させられた事項に關する事務
----------------	---

第三十条の表国民健康保険課の部中「国民健康保険課」を「地域福祉国保課」に改め、
同部に次のように加える。

岐阜県後期 高齢者医療 審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の 規定によりその権限に属させられた事項に關する事務
岐阜県生活 保護法医療 扶助審議会	生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定によりその権 限に属させられた事項に關する事務

第三十条の表観光交流課の部を次のように改める。

観光・ フラン ド振興 課	飛驒・美濃の 観光を考える 委員会	みんなでつくる観光王国飛驒・美濃条例(平成十九年 岐阜県条例第三十九号)の規定によりその権限に属させ られた事項に関する事務
------------------------	-------------------------	--

第三十一条中「総務課 出納課 振興課」を「振興課 出納課」に改める。

第三十三条の表一の項中「総務課」を「振興課」に改め、同項第三号中「集中管理」を「管理」に改め、同項中第十号を第二十七号とし、第九号の次に次の十七号を加える。

10 圏域の施策の企画調整及び推進に関すること(振興局に置かれる事務所において
は、所管区域内に係るものに限る。)

11 県民及び市町村の総合窓口に関すること。

12 土地利用に関すること。

13 公共交通に関すること。

14 危機管理及び消防防災に関すること。

15 広報に関すること。

16 一般旅券に関すること(岐阜振興局を除く。)

17 火災及びガスに関すること。

18 安全・安心まちづくりに関すること。

19 交通安全対策に関すること。

20 消費者行政に関すること。

21 宗教法人に関すること。

22 青少年行政に関すること。

23 男女共同参画行政に関すること。

24 生涯学習に関すること。

25 人権及び同和対策に関すること。

26 文化行政に関すること。

第三十三条の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項
を五の項とする。

第三十八条の表岐阜保健所、西濃保健所、中濃保健所、東濃保健所及び飛驒保健所の
項中「中濃保健所」を「関保健所」に改め、同表関保健所及び恵那保健所の項中「関保

健所」を「中濃保健所」に改める。

第三十九条第一項の表三の項中「岐阜県中濃保健所郡上センター」を「岐阜県関保健
所郡上センター」に改める。

第四十条の表二の項中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ず
つ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

11 食品の品質表示の適正化に関すること。

第四十条の表四の項第二号中「第十六号」を「第十七号」に、「同項第十一号」を
「同項第十二号」に、「危険な」を「特定」に、「飼育許可」を「飼養許可」に改める。

第五十一条の表一の項第二十一号中「屋外広告物」を「景観形成の推進、屋外広告物」
に改める。

第五十三条第一項の表第一号中「建築物の指導及び規制」を「建築士」に改め、同表
第三号中「開発行為の規制」を「建築物の指導及び規制」に改め、同表中第四号を削り、

第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同表第七号中「建築士」を「開発行為の規
制」に改め、同号を同表第六号とし、同表第八号中「県有施設の営繕工事」を「宅地造
成の規制」に改め、同号を同表第七号とし、同表第二項第四号を削る。

第五十五条第二項の表一の項第一号中「及び恵那市」を「恵那市及び土岐市」に改
める。

第五十六条第二項中「掲げる部」の下に「(「食品安全検査センター」を含む。)」を
加え、同項の表一の項中「環境科学部」の下に「食品安全検査センター」を加える。

第六十条第三項を削る。

第六十一条中「総務課」の下に「及び産業振興課」を加える。

第六十二条の表総務課の項中「総務課」を「一 総務課」に改め、第五号を削り、第
六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表に次のように加える。

二 産業振 興課	
1	首都圏の産業労働施策の企画調整及び推進に関すること。
2	県の観光及び物産の紹介その他県に関する情報提供に関するこ と。
3	企業誘致その他県内産業の振興に関すること。
4	農産物の情報に関すること。
5	六本木センターに関すること。

第四章第三節第五款の款名中「岐阜県地方自治大学校」を「岐阜県職員研修所」に改
める。

第六十九条中「岐阜県地方自治大学校」を「岐阜県職員研修所」に改める。

第七十条中「地方自治大学校」を「職員研修所」に改める。

第七十一条の表第一号中「校内」を「所内」に改める。

第九十一条の表一の項科の欄中「消化器科」の下に「救急科」を加え、同項部の欄中「中央放射線部」を「ペインクリニック室、看護部、中央リハビリテーション部、中央放射線部」に改め、「救命救急センター部」の下に「集中治療室、脳卒中センター」を、「母と子ども医療センター部」の下に「小児集中治療室」を、「総合周産期部」の下に「母胎・胎児集中治療室、新生児集中治療室」を、「病診連携部」の下に「退院調整室」を加え、「看護部」を削り、同表二の項科の欄中「心臓血管外科」の下に「血管外科」を加え、同項部の欄中「中央放射線部」を「看護部、中央放射線部」に、「周産期部」を「周産期母子医療センター部」に改め、「医療情報部」の下に「退院調整室」を加え、「看護部」を削り、同表三の項科の欄中「総合内科」の下に「腎臓科」を加え、同項部の欄中「中央手術部」を「看護部、中央手術部」に改め、「看護部」を削る。

第一百六条中「する国際たくみアカデミー」の下に「職業能力開発校」を加える。

第二百十条の見出し中「事務局等」を「課」に改め、同条第一項中「事務局」を「総務課及び訓練課」に改め、同条第二項を削る。

第二百一十一条中「前条第二項」を「前条」に改める。

第二百五十四条中「工務課、施設第一課、施設第二課」を「企画管理課、施設課」に改める。

第二百五十五条第一項の表二の項中「工務課」を「企画管理課」に改め、同項分掌事務の欄を次のように改める。

- 1 所内の技術的な企画及び事業調整に関すること。
- 2 東濃地域における送水施設の維持管理に関すること。
- 3 東濃地域における送水業務に関すること。

第二百五十五条第一項の表三の項を削り、同表四の項中「施設第二課」を「施設課」に改め、同項を同表三の項とし、同表中五の項を四の項とし、同条第二項に次の一号加える。

三 東濃西部送水幹線事業に係る施設の建設に関すること（東部広域水道事務所川合浄水場に限る。）。

第五十七条第一項の表五の項中「塾長」を「校長」に改める。

第六十条の表四の項中「可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所」を「及び可茂土木事務所」に改め、同表中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、同表六の項職の欄を次のように改める。

副院長（総合医療センターにあっては五人、多治見病院にあっては四人、下呂温泉病院にあっては二人）

第六十条の表六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 東京事務所

副所長

第六十二条第一項の表二の項中「部長」の下に「退院調整室」を加える。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 削除

第六十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 東京事務所六本木センター所長の職は、東京事務所産業振興課長の職にある者をもって充てる。

第七十条第一項中「部長」の下に「（食品安全検査センターにあってはセンター長）」を加える。

第七十一条第一項の表中三の部を削り、四の部を三の部とし、五の部を四の部とし、同表六の部副校長の項中「二人」を「一人」に改め、同部を同表五の部とし、同表中七の部を六の部とし、八の部から十の部までを一部ずつ繰り上げ、同表十一の部中「下呂温泉病院医療安全対策室」の下に「及び医療情報室」を加え、「三人」を「医療安全対策室にあっては三人、医療情報室にあっては一人」に改め、同部を同表十の部とし、同表中十二の部を十一の部とし、同表十三の部中「総合医療センターにあっては四人、多治見病院にあっては三人、下呂温泉病院にあっては二人」を「各三人（下呂温泉病院にあっては二人）」に改め、同部を同表十二の部とし、同表中十四の部「リハビリテーション科」を「中央リハビリテーション部」に改め、同部を同表十三の部とし、同表中十五の部を十四の部とし、十六の部を十五の部とし、同表十七の部中「一人」を「二人」に改め、同部を同表十六の部とし、同表中十八の部を十七の部とし、十九の部を十八の部とし、二十の部を十九の部とし、同表二十一の部森林づくりサポートセンター長の項を削り、同部を同表二十の部とし、同条第二項を削る。

第百七十五条第二号の表十三の項を削り、同表中十四の項を十三の項とし、十五の項から十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表十八の項中「病院」を「病院等」に改め、同項を同表十七の項とし、同表中十九の項を十八の項とし、二十の項から二十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる課若しくは現地機関の職に補せられている者又は当該課若しくは現地機関に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ同表の下欄に掲げる課若しくは現地機関の職に補せられ、又は当該課若しくは現地機関に勤務を命ぜられたものとする。

健康福祉部国民健康保険課	健康福祉部地域福祉国保課
産業労働部産業政策課	産業労働観光部産業政策課
産業労働部ぎふブランド振興課	産業労働観光部モノづくり振興課
産業労働部商業流通課	産業労働観光部商業流通課
産業労働部企業誘致課	産業労働観光部企業誘致課
産業労働部情報産業課	産業労働観光部情報産業課
産業労働部中小企業課	産業労働観光部中小企業課
産業労働部観光交流課	産業労働観光部観光・ブランド振興課
産業労働部労働雇用課	産業労働観光部労働雇用課
中濃保健所郡上センター	関保健所郡上センター
地方自治大学校	職員研修所

告 示

岐阜県告示第二百六十五号

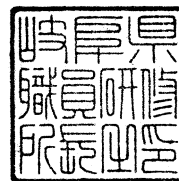
岐阜県職員研修所長印を次のとおり定め、平成二十年四月一日から使用する。

なお、岐阜県地方自治大学校で使用する大学校長印に関する告示(平成七年岐阜県告示第二百七号)は、平成二十年四月一日から廃止する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書 体 てん書
大きさ 二十三ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県職員研修所長

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第五号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

(部長専決事項の特例)

第九条の二 第五条及び前二条の規定により部長が専決することができることとされている事務のうち組織規則第二十四条に規定する秘書広報総括監の所掌に属するものについては、秘書広報総括監が専決できるものとする。

別表第一三の表一の項区分の欄中「無償譲受」を「公有財産の無償譲受（地方自治法第九十六条第一項第九号に規定する負担付きの寄附又は贈与を受けることを除く）」に改め、同項部長専決事項の欄中「五〇〇万円未満」を「一、〇〇〇万円以上七、〇〇〇万円未満」に改め、同項課長専決事項の欄を次のように改める。

評価額一、〇〇〇万円未満

別表第一三の表二の項区分の欄中「公有財産の処分」を「地方自治法第二百三十八条第一項第一号から第五号までの公有財産の取得及び処分（交換及び無償又は減額譲渡の場合を除く）」に改め、同項部長専決事項の欄中「五〇〇万円未満」を「一、〇〇〇万円以上七、〇〇〇万円未満」に改め、同項課長専決事項の欄を次のように改める。

評価額一、〇〇〇万円未満

別表第二一の項部長専決事項の欄第四号を次のように改める。

4 法第二百三十八条の四第二項の行政財産の貸付け又は私権の設定（新規かつ重要なものに限る。）

別表第二一の項部長専決事項の欄第五号中「一月を超える新たな」を削り、「許可」の下に「（重要なものに限る。）」を加え、同欄中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 法第二百三十八条の五第一項の普通財産の貸付け又は私権の設定（新規かつ重要なものに限る。）

別表第二一の項課長専決事項の欄中第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、同欄第五号中「法」を「部長専決事項を除く法」に改め、「一月を超えない新たな」及び「又は目的外使用の期間の更新の許可」を削り、同号を同欄第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

9 法第二百三十八条の四第九項の行政財産の目的外使用の許可の取消し

10 部長専決事項を除く法第二百三十八条の五第一項の普通財産の貸付け又は私権の

設定

11 普通財産の貸付け又は私権の設定の解除
別表第二一の項課長専決事項の欄第四号の次に次の三号を加える。

5 法第二百三十八条第一項の公有財産の管理

6 部長専決事項を除く法第二百三十八条の四第二項の行政財産の貸付け又は私権の設定

7 行政財産の貸付け又は私権の設定の解除

別表第二中三十二の項を三十三の項とし、三十一の項を三十二の項とし、同表三十の項部長専決事項の欄第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表中二十九の項を三十の項とし、十七の項から二十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十六の項の次に次のように加える。

十七 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例（昭和三十一年条例第七号。以下この項中「条例」という。）の施行事務	1 条例第二条第二項の使用料の額の決定 2 条例第三条の使用料の減免（重要な先例となるものに限る。）	1 部長専決事項を除く条例第三条の使用料の減免
--	---	-------------------------

別表第三広報課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「県政」の下に「ぎふ」を加え、同欄第二号中「ラジオ、テレビ、有線放送及び県政映画」を「テレビ、ラジオ番組」に改め、「の決定」を削り、同欄に次の一号を加える。

3 インターネット放送局及び「ぎふポータル」の企画及び編集

別表第三人事課の表八の項部長専決事項の欄中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 条例第三十一条第二項、第三十二条第一項及び同条第二項の再任用短時間勤務職員

員の勤務時間等の決定

別表第三人事課の表八の項課長専決事項の欄第五号中「及び第四条第二項」を削る。
別表第三税務課の表一の項部長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄に

次の一号を加える。

2 法第五十条第一項の臨時の税務書類の作成等の許可

別表第三税務課の表二の項部長専決事項の欄第一号及び第二号を削り、同項課長専決事項の欄中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

1 地道課税法第六条の税額算定用資料の提出

2 ガス課税法第五条の税額算定用資料の提出

別表第三税務課の表三の項部長専決事項の欄第一号中「第二条の二第九項」を「第二条の二第十項」に改める。

別表第三管財課の表一の項事務の種類別の欄中「昭和三十九年条例第七号」を削り、「条例」という。の下に「並びに岐阜県公有財産規則（昭和三十九年規則第四十八号以下この項中「規則」という。）を加え、同項部長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号及び第四号を削り、第五号を第二号とし、同欄第六号中「岐阜県公有財産規則（昭和三十九年規則第四十八号）」を「規則」に改め、同号を同欄第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

4 規則第四条第二項の普通財産の指定

別表第三管財課の表一の項部長専決事項の欄第七号を削り、同項課長専決事項の欄に次の二号を加える。

1 法第二百三十八条の二第一項及び第二項の公有財産の取得又は管理の総合調整（輕易なものに限る。）

2 火災保険に関する事務

別表第三総合政策課の表を削る。

別表第三市町村課の表一の項部長専決事項の欄中第七号を第二十二号とし、第六号を第二十一号とし、第五号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

20 法第二百九十五条の財産区の議会又は総会の条例の提案又は公布

別表第三市町村課の表一の項部長専決事項の欄中第四号を第十八号とし、第三号を第十七号とし、第二号を第五号とし、同号の次に次の十一号を加える。

6 法第二百八十五条の二第二項の広域連合の設置を許可した旨の公表及び総務大臣への報告

7 法第二百八十六条第一項の一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減若しくは共同処理事務の変更又は規約の変更の許可

8 法第二百八十六条第二項の一部事務組合の規約の変更の届出の受付

9 法第二百八十八条の一部事務組合の解散の届出の受付

10 法第二百九十一条の三第一項の広域連合を組織する地方公共団体の数の増減若しくは処理する事務の変更又は規約の変更の許可

11 法第二百九十一条の三第三項及び第四項の広域連合の規約の変更の届出の受付

12 法第二百九十一条の三第五項の広域連合を組織する地方公共団体の数の増減若しくは処理する事務の変更又は規約の変更を許可した旨の公表及び総務大臣への報告

13 法第二百九十一条の三第五項の広域連合の規約の変更の届出を受け付けた旨の公表及び総務大臣への報告

14 法第二百九十一条の七第三項の広域連合の広域計画の提出の受付及び同条第六項の広域計画の変更の提出の受付

15 法第二百九十一条の十第一項の広域連合の解散の許可

16 法第二百九十一条の十第三項の広域連合の解散を許可した旨の公表及び総務大臣への報告

別表第三市町村課の表一の項部長専決事項の欄中第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

1 法第二百六十条第一項の規定による届出の受付及び同条第二項の規定による告示

2 法第二百八十四条第二項の一部事務組合の設立の許可

3 法第二百八十四条第三項の広域連合の設置の許可

別表第三市町村課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「部長専決事項及び別表第四に掲げる専決事項」を「及び部長専決事項」に改め、同表中十八の項を二十二の項とし、十七の項を二十一の項とし、十六の項を削り、十五の項を十九の項とし、同項の次に次のように加える。

二十 地方公共

団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下この項中「法」という。）

の施行事務

1 法第三条第

三項及び第四項の健全化判断比率の報告の受付、総務大臣への報告及び概要の公表

2 法第二十二

条第三項の資金不足比率の

報告の受付、 総務大臣への 報告及び概要 の公表			別表第三市町村課の表中十四の項を十八の項とし、十三の項を十六の項とし、同項の次に次のように加える。		
十七 公有地の 拡大の推進に 関する法律 (昭和四十七 年法律第六十 六号。以下こ の項中「法」 という。)の 施行事務			別表第三市町村課の表中十二の項を十五の項とし、九の項から十一の項までを三項ずつ繰り下げ、八の項を十の項とし、同項の次に次のように加える。		
1 法第十条第二項の市町 村の土地開発公社(以下 この項中「公社」という。) の設立の認可 2 法第二十二條第一項の 公社の解散の認可			1 法第六十条第三項の事 務の全部又は一部を共同 処理する市町村の組合 (一部事務組合に限る。 次号において「教育組合」 という。)の設置に關する 県教育委員会の意見聴 取 2 施行令第十一条の教育 組合の規約変更等に關する 県教育委員会の意見聴		
1 法第十四条 第二項の公社 の定款変更の 認可 2 法第十九条 第二項の公社 の業務及び資 産状況の報告 徴収又は所属 職員による立 入検査 3 法第十九条 第五項の業務 運営に關する 命令等の要請			11 地方教育 行政の組織及 び運営に關する 法律(昭和三十一年法律 第百六十二号) 及び地方教育 行政の組織及 び運営に關する 法律施行令 (昭和三十一年		
年政令第二百 二十一号)の 施行事務			別表第三市町村課の表中七の項部長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同表九の項とし、同表中六の項を七の項とし、同項の次に次の一項を加える。		
八 地方道路讓 与税法(昭和 三十年法律第 百十三号。以 下この項中 「法」という。) の施行事務			別表第三市町村課の表中五の項を六の項とし、二の項から四の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。		
1 法の施行に 關する事務			二 地方財政法 (昭和二十三 年法律第百九 号。以下この 項中「法」と いう。)及び 地方財政法施 行令(昭和二十 三年政令第 二百六十七号 以下この項中 「令」という。) の施行事務		
1 法第五条の 三第一項の地 方債の協議に 對する同意 2 法第五条の 四第一項、第 三項及び第四 項の地方債の 許可 3 令第二条第 三項及び第七 条第三項の総 務大臣に對する 協議 4 令第十七条 第二項の総務 大臣に對する 意見の申出			取		

別表第三市町村課の表の次に次の一表を加える。
地域振興課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
一 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百一号。以下この項中「法」という。)の施行事務		1 法第十一条第二項の中 部圏開発整備計画作成に 関する必要な協力 2 法第十七条の事業の実 施に伴う事務の連絡調整 3 法第十八条第二項の中 部圏開発計画の実施に関 する状況の報告	1 法第七条第 二項の振興山 村の指定及び 法第八条第一 項(同条第四 項において準 用する場合を 含む。)の山 村振興計画の 作成等につい ての協議
二 山村振興法 (昭和四十年 法律第六十四 号。以下この 項中「法」と いう。)の施 行事務		1 法第七条第二項の振興 山村指定申請書の提出	

別表第三不法投棄監視課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「法第十九条の五第一項」を「法第十二条の六第三項、法第十九条の五第一項」に改め、同号を同欄第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第十二条の六第二項の公表

別表第三人づくり文化課の表一の項部長専決事項の欄第二号中「第八十二条の八第一項」を「第百三十条第一項」に改め、同欄第三号中「第八十四条」を「第百三十六条」に改める。

別表第三健康福祉政策課の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を削り、五の項を三の項とし、六の項を四の項とし、七の項から十二の項までを削る。

別表第三生活衛生課の表中二十一の項を二十二の項とし、八の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える。

八 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号。以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法第十九条の十四第一項及び第二項の製造業者又は販売業者に対する指示	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
--	-------------------------------------	-----------------------

別表第三業務水道課の表八の項事務の種類の中「法」という。)の下に「薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この項中「令」という。)及び薬事法施行規則(昭和三十六年省令第一号。以下この項中「省令」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄十の項を十一の項とし、一の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

1 法第三十六条の四第一項の試験の実施及び合格者の決定

別表第三業務水道課の表八の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「令及び省令」を加え、同表九の項部長専決事項の欄に次の五号を加える。

2 法第八条第六項及び第十二項の意見の聴取等

3 法第八条第七項の規定により読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項の意見の聴取の通知

4 法第八条第九項の意見書の提出

5 法第八条第十三項の弁明の聴取の通知

6 法第八条第十六項の報告書の提出

別表第三障害福祉課の表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号。以下この項中「法」という。)の施行事務		1 法の施行に関する事務
--	--	--------------

別表第三国民健康保険課の表の表以外の部分中「国民健康保険課」を「地域福祉国保課」に改め、同表二の項事務の種類欄中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、同表部長専決事項の欄第一号を次のように改める 1 法第四十四条第三項の徴収の請求を受けたときの処分 別表第三国民健康保険課の表二の項部長専決事項の欄第二号中「第三十一条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。 3 法第二百二十七条の審査会の権限に係る承認 4 法第二百三十四条第二項の保険者に対する検査等 別表第三国民健康保険課の表二の項部長専決事項の欄第五号中「第七十六条第一項」を「第五百二十二条第一項」に、「老人保健」を「高齢者医療制度」に改め、同欄第六号を削る。 別表第三国民健康保険課の表中二の項を四の項とし、一の項を三の項とし、同項の前に次のように加える。	一 民生委員法 (昭和二十三年法律第九十八号。以下この項中「法」という。)及び民生委員及び児童委員表彰規則(昭和三十三年省令第三十四号。以下この項中「省令」という。)の施行事務	
二 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号。以下この項中「法」	1 法第四十一条第四項(法第四十三条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の社会福祉法人の設立の	1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務
	1 法第四十一条の委員の定数の決定 2 法第七十一条の委員の再推薦の命令等 3 法第十一一条第一項の委員の解雇の具申 4 法第二十条第一項の民生委員協議会の区域の設定 5 省令第六十一条の委員の表彰の具申	1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務
	五 生活保護法 (昭和二十五年法律第四十四号。以下この項中「法」という。)の施行事務	認可の申請の理由 2 法第三十二条の社会福祉法人の設立の認可 3 法第五十六条第二項の措置の命令 4 法第五十六条第三項の業務の停止の命令又は役員解職の勧告 5 法第五十六条第四項の解散の命令 6 法第六十二条第二項の社会福祉施設の設置の許可 7 法第七十二条の社会福祉事業の許可等の取消し等 8 法第七十三条第一項の寄附金募集の許可

十 引揚者等の 援護に関する 事務	九 旧軍人軍属 戦没者等に関 する事務	八 未帰還者等 の援護に関す る事務	七 行旅病人等 に関する事務	六 戦傷病者戦 没者遺族等の 援護に関する 事務(戦傷病 者特別援護法 施行規則(昭 和三十八年省 令第四十六号 以下この項中 「省令」とい う。)の施行 事務)	
1 引揚者等に対する特別 交付金の支給に関する法 律(昭和四十二年法律第 百十四号)第十四条の特 別交付金の返還の命令等		1 未帰還者の戦時死亡宣 告の請求	1 外国人たる行旅病人等 に関する事務	1 戦傷病者特別援護法 (昭和三十八年法律第百 六十八号)第二十四条第 二項の戦傷病者への受診 の命令 2 省令第十五条第二項の 業者の指定 3 省令第十七条の請求の 却下等	7 法第五十一条第二項 (法第五十四条の二第四 項において準用する場合 を含む。次号において同 じ。)の指定医療機関等 の指定の取消し 8 法第五十三条第四項の 診療報酬支払事務の委託
1 部長専決事 項を除く引揚 者等の援護に 関する事務	1 旧軍人軍属 戦没者等に関 する事務	1 部長専決事 項を除く未帰 還者等の援護 に関する事務	1 部長専決事 項を除く行旅 病人等に関す る事務	1 部長専決事 項を除く戦傷 病者戦没者遺 族等の援護に 関する事務	
別表第三ぎふブランド振興課の表の表以外の部分中「ぎふブランド振興課」を「モノ づくり振興課」に改め、同表中三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次 に次のように加える。					
二 エネルギー 等の使用の合 理化及び資源 の有効な利用				五 中小企業経 営改革支援法 の一部を改正 する法律(平 成十七年法律 第三十号)附 則第五条の規 定によりなお 従前の例によ ることとされ る廃止前の中 小企業の創造 的事業活動の 促進に関する 臨時措置法 (平成七年法 律第四十七号 以下この項中 「旧法」とい う。)の施行 事務	1 旧法第五条第二項の研 究開発等事業計画の変更 の認定及び認定の取消し 1 部長専決事 項を除く旧法 の施行に関す る事務
					1 旧軍人等の 恩給等に関す る事務
1 法の施行に 関する事務					

別表第三産業労働部の産業政策課の表の前の「産業労働部」を「産業労働観光部」に
改める。
別表第三産業政策課の表五の項を次のように改める。

に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号、以下この項中「法」という。）の施行事務	の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号、以下この項中「法」という。）の施行事務 地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画の策定又は同条第十一項の変更 2 法第七条第五項の所有権移転等促進計画の承認 項を除く法の施行に関する事務
別表第三企業誘致課の表に次のように加える。 二 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号、以下この項中「法」という。）の施行事務 1 法の施行に関する事務	別表第三農地計画課の表一の項部長専決事項の欄第十二号中「の実施」を「計画の決定」に改める。 別表第三用地課の表三の項部長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄に次の一号を加える。 2 法第六条第一項及び第三項の地方公共団体等の指定等及び通知 別表第三道路維持課の表部長専決事項の欄中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。 2 法第十七条第三項の関係市町村長との協議及び同意 別表第三砂防課の表中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。 五 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号、以下この項中「令」という。）の施行事務 1 令第六条第五項の協議 1 令第六条第二項第一号ト、又及びワの施行事務
別表第三中小企業課の表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項を削る。 別表第三観光交流課の表の表以外の部分中「観光交流課」を「観光・ブランド振興課」に改める。 別表第三労働雇用課の表五の項事務の種類の欄中「法」という。）の下に「及び雇用対策法施行規則（昭和四十一年省令第二十三号、以下この項中「省令」という。）を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「法第八条第六項の雇用対策基本計画の案」を「省令第十三条第一項の雇用施策実施方針」に改め、同項課長専決事項の欄中「法」の下に「及び省令」を加える。 別表第三農政課の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、五の項を四の項とする。 別表第三農業振興課の表に次のように加える。	別表第三都市政策課の表中十三の項を十四の項とし、十二の項の次に次のように加える。 十三 岐阜県福祉のまちづくり条例（平成十年条例第八 1 条例第二十九条第一項の公表 1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事
十六 農山漁村	1 法第五条の定住等及び 1 部長専決事

号。以下この 項中「条例」 という。」及 び岐阜県福祉 のまちづくり 条例施行規則 (平成十年規 則第六十二号 以下この項中 「規則」とい う。)の施行 事務		務
--	--	---

別表第三下水道課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第二条の二第四項」を「第
二条の二第六項」に、「関係県等」を「関係市町村」に改める。

別表第三建築指導課の表二の項事務の種類欄中「及び建築士法施行令(昭和二十五
年政令第二百一十一号。以下この項中「令」という。)」を「建築士法施行令(昭和二十五
年政令第二百一十一号。以下この項中「令」という。)」及び岐阜県建築士法施行細則(昭和
二十五年規則第五十七号。以下この項中「規則」という。)」に改め、同項部長専決事項
の欄第一号中「第十条第一項の戒告及び同条第四項の建築士審査会の同意の要求」を
「第十条の戒告、業務の停止及び免許の取消し等」に改め、同項課長専決事項の欄第一
号中「及び令」を「令及び規則」に改める。

別表第四地方自治大学校の部機関名の欄中「地方自治大学校」を「職員研修所」に改
め、同部現地機関の長専決事項の欄第二号及び第三号を削り、同表振興局及び振興局に
置かれる事務所の部中一の項から四の項までを削り、五の項を一の項とし、六の項を二
の項とし、同部七の項現地機関の長専決事項の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次
の一号を加える。

1 条例第四条の高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に
関する法律に係る手数料の減免

別表第四振興局及び振興局に置かれる事務所の部中七の項を三の項とし、八の項を四
の項とし、同表土木事務所及び流域浄水事務所の部三の項現地機関の長専決事項の欄に
次の一号を加える。

3 法第四十八条の十七第一項の利便施設協定の締結

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のよ
うに改正する。

第九条及び第十四条中「国際たくみアカデミー及び木工芸術スクール」を「及び国
際たくみアカデミー」に改める。

別表第一四の項事務の種類欄中「第六七号」の下に「岐阜県行政財産の目的外
使用にかかる使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第七号)」を加え、同項所長決裁
事項の欄第一号中「一月以内の新たな」及び「又は目的外使用許可の更新の許可」を削
り、同欄中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の
次に次の一号を加える。

2 条例第三条の使用料の減免

別表第一四の項課長専決事項の欄第一号中「二日」を「七日」に改め、「目的外使用
許可」の下に「(使用料の減免を伴う場合を除く。)」を加え、同表十七の項課長専決事
項の欄第一号中「不受診」を「省略」に改め、同欄第二号を削り、同表備考二中「三月」
を「九十日」に改める。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表二の項及び三の項を次のように改め
る。

二 削除		
三 削除		

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三の二の項を削り、同表四の項を次のように改める。

四 削除	
------	--

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表四の二の項を削り、同表五の項を次のように改める。

五 削除	
------	--

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十四の項所長決裁事項の欄第四号中「第十一条第二項」を「第十一条第一項又は第二項」に改め、同表十五の項所長決裁事項の欄第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同表二十二の項所長決裁事項の欄第一号を次のように改める。

1 規則第十九条第一項の明渡しの命令
別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表二十二の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

1 所長決裁事項を除く規則の施行に関する事務
別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表二十四の項所長決裁事項の欄第三号中「規則別表」の下に「五の項第三号」を加え、「コース等の改造」を「コースの改変協議」に改め、同表二十九の項所長決裁事項の欄第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5 法第十二条の六第一項の産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告
別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表四十一の項の次に次のように加える。

四十一の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三〇号）の施行事務	1 法第十四条第一項及び第三項の支援給付の実施 2 法第十四条第四項に基づく生活保護法の規定を準用する事項	1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務
--	--	-----------------------

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表五十三の項所長決裁事項の欄第二号を削り、同表五十九の項事務の種類欄「第一四三号」の下に「及び商工会議所法施行令（昭和二十八年政令第三二五号）」を加え、同項所長決裁事項の欄第八号中「商工会議所法施行令（昭和二十八年政令第三二五号）」を「施行令」に改める。
別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項所長決裁事項の欄第二十九号を削る。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項課長専決事項の欄第十号中「第五条の七」を「第五条の十二」に改め、同欄第十一号中「第五条の八」を「第五条の十三」に改め、同表十二の二の項所長決裁事項の欄第一号中「（関係保健所及び恵那保健所を除く）」を削り、同表二十六の項の次に次のように加える。

二十六の二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第一七五号。以下この項中「法」という。）の施行事務	1 法第二十条第二項の報告の徴収及び立入検査
--	------------------------

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表四十一の項所長決裁事項の欄第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改める。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項所長専決事項の欄第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同表十二の項の次に次のように加える。

十二の二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行事務	1 一の表二十六の二の項課長専決事項の欄第一号に掲げる事項
------------------------------------	-------------------------------

別表第二保健所に置かれる事務所一の表十六の項所長専決事項の欄第一号中「第一号」を「各号」に改める。

別表第二子ども相談センターの表二の項所長決裁事項の欄第三号を第六号とし、同欄第二号中「第十一条第三項」を「第十一条」に改め、「勧告」の下に「及び措置」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄中第一号を第二号とし、同号の次に次の二号を加え

る。

3 法第九条の二の再出頭要求等

4 法第九条の三の臨検、搜索等

別表第二子ども相談センターの表二の項所長決裁事項の欄に第一号として次の一号を加える。

1 法第八条の二の出頭要求等

別表第二子ども相談センターの表二の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

7 法第十三条の施設入所等の措置の解除

別表第二農林事務所の表十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とし、同表十五の項所長決裁事項の欄第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同項を同表十四の項とし、同表中十六の項を十五の項とし、十七の項から二十五の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二土木事務所の表十六の項及び十七の項所長決裁事項の欄第一号中「国有地並びに」を削り、「並びに市町村道」を「市町村道」に改め、「県有地」の下に「並びに知事が管理する砂防設備、地すべり防止施設（県土整備部の所管に属するものに限る。）及び急傾斜地崩壊防止施設の用に供している土地」を加え、同表二十五の項所長決裁事項の欄第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改める。

別表第二建築事務所の表一の項事務の種類欄中「及び建築士法施行規則（昭和二十五年省令第三八号）」を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「及び施行規則」を削り、同表六の項所長決裁事項の欄第一号中「第三十一条の二第二項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同欄第二号中「第三十一条の二第二項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、同表十一の項所長決裁事項の欄第五号中「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同項を同表十の項とし、同表中十二の項を十一の項とし、十三の項から十七の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二東京事務所の表所長決裁事項の欄第一号中「の施行に関する事務」を「第十九条第一項の明渡しの命令」に改め、同項課長専決事項の欄に第一号として次の一号を加える。

1 所長決裁事項を除く規則の施行に関する事務

別表第二食肉衛生検査所の表二の項所長決裁事項の欄第三号中「第二十条」を「第二十条各号」に改め、「法第二十条各号の」を削り、同表三の項所長決裁事項の欄第一号中「除却」を「除去」に改める。

別表第二流域浄水事務所の表七の項を削り、同表八の項所長決裁事項の欄中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 法第四十八条第一項の工事の計画の届出

別表第二流域浄水事務所の表八の項を七の項とし、同表九の項所長決裁事項の欄第二号中「及び第十条」を削り、「特定施設の」の下に「数等の」を加え、同項を同表八の項とし、同表十の項所長決裁事項の欄第一号中「及び第八項」を削り、同欄に次の一号を加える。

2 法第十二条第八項の計画の実施状況の報告

別表第二流域浄水事務所の表十の項を九の項とし、同表十一の項所長決裁事項の欄第三号中「特定施設」を「氏名」に改め、同項を同表十の項とし、同表十二の項所長決裁事項の欄第三号中「電気」を「エネルギー」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第二号中「作成」の下に「及び提出」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄中第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

1 法第七条第二項のエネルギーの使用の状況の届出

2 法第七条第三項の指定の取消しの申出

3 法第十三条第一項のエネルギー管理員の選任

別表第二流域浄水事務所の表十二の項を同表十一の項とし、同表に次のように加える。

十二 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成一〇年法律第一一七号）の施行事務	1 法第二十一条の二第一項の温室効果ガス算定排出量に関する報告	
十三 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行事務	1 法第五条第二項の第一種特定化学物質の排出量及び移動量の届出	

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

附属機関の委員等の職に充てる職員の仕事の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

令 附属機関の委員等の職に充てる職員の仕事の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員の仕事の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県国民健康保険審査会の項の次に次のように加える。

岐阜県後期高齢者医療審査会	委 員	健康福祉部長
---------------	-----	--------

別表岐阜県建設業審議会の中「産業労働部長」を「産業労働観光部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程（昭和五十二年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方自治大学校」を「職員研修所」に、「昇任前研修、階層別新任研修」を「階層別研修」に改める。

第十条中「地方自治大学校長」を「職員研修所長」に、「校長」を「所長」に改める。

第十二条（見出しを含む）中「階層別新任研修」を「階層別研修」に改める。

第十三条から第十七条までの規定中「校長」を「所長」に改める。

第十八条の見出し中「校長」を「所長」に改め、同条中「地方自治大学校」を「職員研修所」に、「校長」を「所長」に改める。

別表中「校長」を「所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の部知事直轄組織（秘書課及び広報課に限る。）の項中「秘書広報統括監」を「秘書広報統括監」に改め、同部産業労働部の項中「産業労働部」を「産業労働観光部」に、「産業労働部長」を「産業労働観光部長」に改め、同部中

都市建築部

都市建築部長

各課長

を

都市建築部

ぎふ清流国体推進局

都市建設部長	各課長
ぎふ清流国体推進局長	各課長

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「原正之副知事」を「西藤公司副知事」に改め、同号イ中「産業労働部」を「健康福祉部」に改め、同号ロ中「労働委員会」を削り、同条第三号イ中「健康福祉部」を「産業労働観光部」に改め、「林政部」の下に「ぎふ清流国体推進局」を加え、同号ロ中「選挙管理委員会」の下に「労働委員会」を加える。

第二条第一項第一号並びに第三条第二項及び第三項中「原正之副知事」を「西藤公司副知事」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁 中 一 般

各 現 地 機 関

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令

岐阜県宿日直規程（平成十一年岐阜県訓令甲第四十号）の一部を次のように改正する。

別表中「岐阜県畜産研究所」を「岐阜県畜産研究所」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発 行 者 岐阜市藪田南二丁目一番一 号
岐 阜 県 庁
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 千 四 百 〇 〇 円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）